

加古川市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定。以下「事業要綱」という。）第3条の規定に基づき、重度障害者等に対し巡回入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行なうことにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「重度障害者等」とは、家庭において自力又は家族の協力があっても入浴することが困難な身体障害者をいう。

(対象者)

第3条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する重度障害者等で、介護保険法（平成9年法第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 健康上入浴に支障がない者

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈拍及び体温等の測定による健康管理

2 入浴の回数は、1箇月に8回以内とする。

(申請)

第5条 訪問入浴サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書とともに

に訪問入浴サービス利用診断書を添付して市長に申請しなければならない。

(調査)

第6条 前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、可否を決定するものとする。派遣決定事前調査費(別表第1)については、市が負担するものとする。

(遵守事項)

第7条 決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、入浴に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入浴をするときは、1名以上の付添人を付け入浴に立ち合わせる事。
- (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 事業者・付添人の指示に従うこと。

(指定事業者の責務)

第8条 事業要綱第4条により指定登録を受けた者(以下「事業者」という。)は、この事業の趣旨を常に念頭に置き、事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(基準費用額)

第9条 訪問入浴サービス事業における事業要綱第8条第2項及び第3項に規定する市長が別に定める基準により算定した費用の額は、別表第2に定める単価を用いて算定した額とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

派遣決定事前調査費単価

	単価
派遣決定事前調査費	1,500円

別表第2

加古川市訪問入浴サービス事業単価

	単価
訪問入浴サービス（1回）	12,500円